

基本方針

アンモニア・塩素等の毒性ガスや、LPガス等の可燃性ガスの漏えい、爆発、火災事故が発生した場合、事業所のみならず地域住民の生命・財産に危害を及ぼすなど、大きな被害が発生する恐れがあります。

この章では、「高圧ガス事業所事故対策マニュアル作成指針」の目的や対象となる事故・災害、高圧ガス保安法等との関係など指針の位置付けについて説明します。

1-1 指針の目的

富山県地域防災計画では、事業所の責務として自主防災計画の策定や自主防災組織の整備・訓練等を行うことを定めていますが、大規模事業所を除き具体的なマニュアルについては、あまり作成されていないのが現状です。

このため、高圧ガスの取扱形態に応じ、迅速かつ的確な応急措置や連絡・通報体制、住民に対する広報、避難誘導等について、様式等を活用した具体的・実践的なマニュアルの例を指針として示し、事業所に作成を指導して事故時の対応力の強化を図るとともに、地域住民の保護を図り**安全で安心**できる環境を確保することを目的とします。

1-2 指針の位置付け

1.2.1 指針の対象

この指針は、高圧ガスの取扱いにおける爆発、火災、毒性ガスの漏えいなどの事故や、地震、風水害などの自然災害による事故を対象とします。

1.2.2 高圧ガス保安法等との関係

(1) 高圧ガス保安法

高圧ガス保安法に基づき、第一種製造者は公共の安全の維持及び災害の発生防止のため危害予防規程を定め、都道府県知事に届出るとともに、保安教育計画を作成し、計画に基づき保安教育を実施することが義務付けられています。

この指針は、危害予防規程に定める災害発生防止のための措置、また危険時の措置に基づく具体的な対策マニュアルの指針として位置付けられるものです。

(2) 富山県地域防災計画

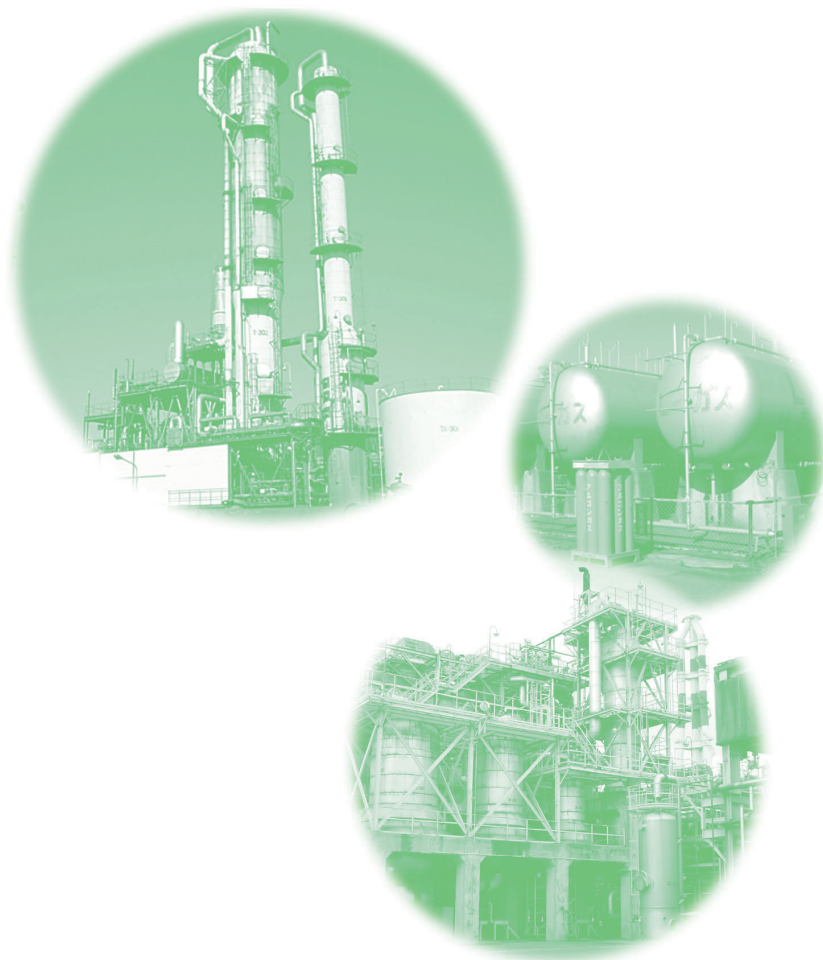
富山県地域防災計画(事故災害編)では、事業所の責務として、自主防災計画の策定や自主防災組織の整備・訓練等を行うとともに、災害防止対策、応急対策を確立することを定めています。

この指針は、富山県地域防災計画に基づく「具体的」・「実践的」なマニュアルとして事業所において作成するための指針として位置付けられるものです。

また、この指針は、平成16年9月に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」の趣旨に基づき、経済産業省が定める「生活関連等施設の安全確保の留意点」を踏まえ、高圧ガス施設が被害を受けた際の応急措置や関係機関への通報などの保安管理体制の強化について、参考として活用することが有用と考えられます。

なお、今後の法律の改正や社会情勢の変化に応じて、適宜見直すこととします。

この指針と高圧ガス保安法及び富山県地域防災計画との関係は次のとおりです。



『高圧ガス事業所事故対策マニュアル作成指針』

～高圧ガス保安法、富山県地域防災計画との関係～

「県民の安全で安心できる生活」を守る危機管理の一環

高圧ガス保安法

<危害予防規程>

- ・危険時の措置及び訓練
- ・災害発生防止のための措置等を規定

<保安教育>

- ・従業員に対する保安教育の計画的な実施

<危険時の措置>

- ・危険時の応急措置、通報

富山県地域防災計画

<事故災害編>

総則／防災関係機関等の責務

<事業所の責務>

- ・自主防災計画の策定や自主防災組織の整備・訓練を規定

事故災害編／危険物等災害対策

<高圧ガス製造事業所等>

[災害防止対策]

- ・施設の保全と設備管理、自主保安体制の確立、防災資機材の整備等を規定

[災害応急対策]

- ・初期消火活動、毒性ガスの除害活動、関係機関への通報、災害拡大防止の応急措置、救急活動等を規定

事故対策マニュアル作成指針

【高圧ガス事業所】

- 大規模事業所では、事業所内の事故時の措置を中心としたマニュアルを作成しているが、それ以外の事業所では未作成のところが多く、マニュアルの例示・作成の指導が必要

背景

- 全国的な事故の増加
- 危機管理体制充実の必要性
- 積極的な情報開示の必要性

災害防止対策・応急対策の具体化

- 災害の未然防止、災害応急対策の向上
- 行政機関等との事故時の連絡、事故措置の連携
- ガスの種類、取扱形態に応じた対応
- 地域住民等とのリスクコミュニケーションの構築

マニュアルの作成や
見直し・改訂の推進

<指針の活用>

- ① 自主防災・危機管理体制の整備
- ② 事故時の対応力の強化
- ③ 事故の未然防止の推進
- ④ 地域住民等への情報開示の推進